

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関する
ワーキング・グループ（第 24 回）

平成 27 年 10 月 2 日（金）午後 1 時 00 分
日本証券業協会 第 4 会議室

議 案

1. 景品類として有価証券を提供する行為について
2. その他

以 上

「景品類として有価証券を提供する行為」等に係る関係法令等について

平成 27 年 10 月 2 日

1. 景品類として有価証券を提供する行為に係る関係法令等

- ① 不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」という。）では、有価証券を景品類として提供する行為は認められている。

不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条の規定により、景品類及び表示を次のように指定する。

- 1 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第二条第三項に規定する**景品類**とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、**次に掲げるものをいう。**ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。
- 一 物品及び土地、建物その他の工作物
 - 二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び**公社債**、**株券**、商品券**その他の有価証券**
 - 三 きよう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
 - 四 便益、労務その他の役務

2 省略

- ② 「広告等に関する指針」では、直接、本件に係る記載は設けられておらず、エクイティもの（市場もの）については、特定かつ少数の銘柄の買付を条件として景品類の提供を行うべきではない旨、債券や投資信託については、商品性を誤解させたり、過度に扇動的な表現とならないように留意する旨を記載している。

広告等に関する指針（抜粋）**付 録 I****景品類の提供に関する留意事項****6. 株式等の景品類の提供の禁止**

特定かつ少数の銘柄について景品類を提供することは、強い誘引効果を持つと考えられることから、価格形成に与える影響は大きくなることが予想され、既に流通市場において売買されているエクイティもの（株式、新株予約権付社債等）及び REIT（上場不動産投資証券）については、時価発行公募増資等の募集又は売出しの場合を除き、特定の銘柄の取引と関連させた景品類等の提供を行うべきでないと考えられる。

広告等に関する指針（抜粋）

Ⅱ．株式 1．募集・売出し（期間を定めて行うものに限る）における広告等

（３）具体的な留意事項

④景品類の提供についての広告等

株式の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む）を行う旨の表示は行わないことに留意する。

Ⅱ．株式 2．セカンダリーにおける広告等

（１）個別企業の紹介

⑤個別銘柄に関する景品類の提供の表示に関する留意事項

個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む）を行う旨の表示は行わないことに留意する。

Ⅲ．債券 1．新発債等における広告等

（３）具体的な留意事項

⑧景品類の提供の表示

景品類の提供を表示する場合には、商品性を誤解させたり、過度に扇動的な表現とならないように留意する。

Ⅲ．投資信託及び外国投資信託 1．販売用資料の作成に当たっての留意事項

（５）景品類の提供についての表示

景品類の提供を表示する場合には、商品性を誤解させたり、過度に扇動的な表現とならないように留意する。

Ⅴ．ETF、ETN及びREIT 1．REITに係る留意事項

（３）個別銘柄に関する景品類の提供の禁止

REIT の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む）を行う旨の表示は行わない。

2. 各業界における景品類等に関する自主規制の考え方

景品類として有価証券を提供する行為について自主規制の観点から対応するとしたらどのような対応が考えられるか。

これまで景品類に係る協会の対応（例えば、「NISA 口座開設等にあたっての景品類の提供等に関する考え方について（改訂第3版）」＜日証協（自）26 第7号＞）においては、告示等に沿って考えた内容について、消費者庁から確認を得たものである。一方で、本件について何かしらの対応をするとすれば、告示上は制約がされていない有価証券の提供等について制約を設けることとなるため、協会規則や通知文等による対応は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独禁法」という。）の観点から困難と思われる。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（事業者団体の禁止行為）

第八条

事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

（排除措置）

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- 2 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- 3 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第二十六条第一項において同じ。）に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

上記のとおり、事業者団体における取引規制等は禁止されており、違反した場合は公正取引委員会から排除措置を命じられることとなる。

一方で、各業界における景品規制には、下記のとおり、業種によっては、一般的な景品規制とは異なる内容の業種別の景品規制が、告示により指定されている。

(参考) 消費者庁ウェブサイトより

(<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/keihin/keihingaiyo.html>)

業種別景品告示

特定の業種については、業界の実情等にかんがみ、一般的な景品規制とは異なる内容の業種別の景品規制が、景品表示法第3条の規定に基づき、告示により指定されています。

現在、(1)新聞業、(2)雑誌業、(3)不動産業、(4)医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業の各業種について告示が制定され、これらの告示により、各業界において提供される景品類に制限が設けられています。

※ 業種別景品規制の詳細については、以下の告示を御覧ください。

- ・新聞業における景品類の提供に関する事項の制限 (告示)
- ・雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限 (告示)
- ・不動産業における一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限 (告示)
- ・医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限 (告示)

なお、これら告示によるもののほか、出版物小売業等においては、業界の自主ルールである「公正競争規約」により、一般の景品規制とは異なる自主規制を設けています。

※業種別景品規制の概要

業種／種別	懸賞・最高額	懸賞・総額	総付	その他
一般	20 倍 (10 万円)	百分の 2	十分の二	-
新聞業	10 倍 (5 万円)	千分の七	百分の八 (6 カ月分の購読料金の百分の八)	-
雑誌業	20 倍 (10 万円)	百分の 2	十分の二	懸賞アンケート等は 3 万円を超えない額
不動産業	20 倍 (10 万円)	百分の 2	十分の一 (百万円)	-
医療	医療機関等に対し、取引を不当に誘引する手段として、正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲			

しかしながら、上記告示について示されている業種は限定的であり、証券界向けの告示は示されていない。

他の方法として、上記告示による制限のほか、下記のとおり、景品表示法上、事業者又は事業者団体は、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて規約を設定することができることとされている。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（協定又は規約）

第十一条 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、同項の認定をしてはならない。

一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

3 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいずれかに適合するものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

4 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、告示しなければならない。

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条第一項及び第二項（同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の十三第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

上記規約は、事業者又は事業団体が内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて設定することができるものである。したがって、証券界における景品類の提供に係る規約を設定することは可能であり、かつ、当該規約は独禁法における公正取引委員会の排除措置（例えば第8条の2）の条項が適用されないものである。なお、銀行界では、全国銀行公正取引協議会が設立され、銀行界における表示および景品類の提供に係る規約が設けられている。

以上

公正競争規約の概要等について

平成 27 年 10 月 2 日

1. 公正競争規約の設定者・内容等について

(1) 公正競争規約の設定者

不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」という。）では、事業者又は事業者団体は、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、景品類又は表示に関する事項について、規約を設定することができる。（景表法第 11 条第 1 項）

⇒日証協が事業団体として規約を制定することは、景表法上認められている。

(2) 公正競争規約の内容

規約には、下記 4 つの事項に適合するものでなければならず、各事項につき問題が生じないか考える必要がある。（景表法第 11 条第 2 項）

①不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。

⇒「有価証券を景品類として提供する行為」等に対して制限（規約）を設けることが公正な競争を確保するために適切なものであるか、議論をする必要がある。

②一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

⇒一般消費者等の声も聴きながら慎重に議論を行う必要がある。また、関連事業者として想定される者についても考える必要がある。

③不当に差別的でないこと。

⇒「有価証券を景品類として提供する行為」等を規約で制限することが不当に差別的でないか議論する必要がある。

④当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

⇒規約を設定したからと言って、協会員すべてに参加を義務付けることはできず、任意での参加・脱退となるため、規約を設定することで本当に「有価証券を景品類として提供する行為」等を業界として制限することができるかという点を含めて議論する必要がある。また、規約への参加への協力要請等についても考える必要がある。

（３）公正競争規約設定までの主な流れ

規約の設定におけるフローの概要は以下のとおりとなる。

①消費者庁への事前相談

⇒証券界では、規約を設けたことがないため、規約の内容について具体的に検討を始める前に、消費者庁に規約のイメージ等について相談することが考えられる。



②業界における規約案の作成



③連絡会（消費者団体、学識経験者等との意見交換）

⇒規約の内容を業界にとってだけでなく、消費者にとっても適正なものとするためには、消費者、学識経験者等の意見も幅広く取り入れる必要がある。



④規約の認定申請



⑤パブリックコメントの実施



⑥消費者庁長官及び公正取引委員会による規約の認定・官報告示

（４）公正取引協議会の設置について

公正取引協議会は、消費者庁長官及び公正取引委員会によって認定された公正競争規約を運用することを目的として設置され、①公正競争規約の周知、②公正競争規約についての相談、③公正競争規約違反の疑いに関する調査、④表示に関する一般的な調査、⑤一般消費者からの苦情処理に関すること、⑥その他といった多岐にわたる活動内容を行う。したがって、そのような業務を適切に運用できるような体制を日証協が整備できるのか考える必要がある。なお、銀行界では、全国銀行公正取引協議会を設置している。

（５）（社）全国公正取引協議会連合会への加入について

公正競争規約を運用している公正取引協議会の連合会として、（社）全国公正取引協議会連合会が置かれており、公正競争規約の運用を円滑・効果的にするため、会員である公正取引協議会との連携の下に、規約の普及・啓発、遵守状況調査、相談・苦情の処理、規約・景品表示法に関する調査・研究等が行われている。加入に際しての申請手続きや費用等についても考える必要がある。なお、全国銀行公正取引協議会も加入している。

２．銀行業における公正競争規約の設定について

銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約は昭和61年4月1日に施行されており、その後複数回改正が行われている。

当該規約第3条では、景品類の提供の制限を定めており、①懸賞により提供する場合については告示の範囲内、②懸賞によらないで提供する場合（総付景品）については告示の範囲内（ただし、取引価額が確定しない場合にあっては施行規則で定めるきん少な額の景品類。）とされている。

ここで、当該規則では、「きん少な額の景品類」を1回につき1,500円以内のもの及び宣伝用の物品であって、正常な商慣習に照らして適当なものと定めている。

したがって、規約上においてそこまで詳細な制約までは規定してはいない。しかし、全国銀行公正取引協議会においては、当該規約に関する照会事例として、同協議会における見解として、景品類の提供等に係る解釈を照会事例に対する回答として示している（事例1～事例56）。もし、証券界において規約を設定する場合においても、規約及び規約に対する照会事例を示す必要があると考えられる。

全国銀行公正取引協議会 景品規約に関する照会事例（抜粋）

http://www.bftc.gr.jp/keihin_jirei/keihin_jirei.html

<照会事例 20> 普通預金口座開設時の取引価額

普通預金口座開設者を対象として景品類の提供を行う場合の取引価額はどのように考えればいいのか。

<回答>

預金残高の条件を設けなければ、基本的には、取引を条件とするが取引価額が確定しない場合に当たるため、取引価額は100円となる。したがって、クローズド懸賞であれば2,000円までの景品、総付景品であれば、景品規約施行規則第2条により、1回につき1,500円以内の景品を提供することができる。なお、普通預金取引において通常行われる「最低」の取引額が100円を超えるのであれば、その額を取引価額とすることができるが、既存預金者の「平均」取引額を取引価額とすることはできない。

また、銀行界の規約においては、全国銀行公正取引協議会の事業として、規約に対する、周知徹底、相談・指導等、違反調査、違反防止、当局への連絡等について定めている。1.（4）でも触れたように、日証協がその定款・規則に係る業務を行うように、公正取引協議会においても、その規約等に係る業務を行わなければならない。

なお、規約の要件上、規約への参加・脱退は自由となっており、銀行界の規約の参加者は141行（平成27年7月16日現在）である。

※本資料は、消費者庁「よくわかる 景品表示法と公正競争規約」（http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110329premiums_1.pdf）をもとに作成。

以上

景品類の提供に係る問題提起事項

平成 27 年 10 月 2 日

昨今、協会員において景品類の提供を謳ったキャンペーン等が多く行われている。景品類の提供については、日証協における自主規制ルール等は存在していないことから、協会員は、景品類の提供について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」という。）及び関係告示等の内容を勘案して行うこととなる。

協会員におけるキャンペーン等の中には、第三者から見て必ずしも適切に景表法を運用されていると言えないのではないかと感じられるものも存在し得る状況であることから、以下のとおり検討すべき事項等について列挙したい。

1. 未成年口座に係るキャンペーンについて

- ・ 来年よりジュニア N I S A 制度が開始されることから、各社において、未成年口座開設に係るキャンペーンが行われることが想定される。
- ・ その際、未成年口座開設を条件として景品類の提供を行う場合、N I S A 口座と同様に、「取引の価額」は各社の顧客の取引実績や自社又は外部情報ベンダー等による市場調査に基づいて「通常行われる取引価額のうち最低のもの」とすることが可能であると考えられる。
- ・ しかしながら、証券界においては、元本保証型の商品を除き、未成年者との取引について、あまり積極的に行ってこなかった経緯がある。むしろ、未成年者取引においては、親権者等による取引の取消のリスクが潜在することから、代理取引等の運用方法を始め、各社においては様々な規定を設けながら慎重に対応してきたと思われる。
- ・ そのような状況の中、各社においてはジュニア N I S A 口座で行われるであろう取引に関して「通常行われる取引価額のうち最低のもの」を算出するほどの十分な実績が積みあがっていないことが想定される。
- ・ したがって、未成年顧客を対象としたキャンペーンにおいて、適正な価格の景品提供が実施できるか疑問がある。

2. 投資信託等の募集もの（非委託取引）に係る取引の価額の算定について

- ・ 「取引の価額」については、過去に、委託取引については委託手数料であることを、委託取引ではないものについては受渡代金であることを公正取引委員会に確認し、その考え方で今日に至っている。
- ・ したがって、株式と投資信託等を比較した際に、「取引の価額」が、一方は委託手数料、もう一方は受渡代金というアンバランスな状況にある。
- ・ しかしながら、昨今議論が行われている広告等の課徴金制度導入においては、課徴金の額を売上額の 3 % とする案となっており、売上高とは基本的には販売金額であるとされ

ているところであるが、証券界において売上額とは売買金額ではなく収益であり、投資信託であれば販売手数料等、債券の場合は売買価格のスプレッドとすべきである旨、金融庁に伝えているところである。

- ・ここで、同じ景表法関係の話として、例えば投資信託について、景品類の提供の「取引の価額」は受渡代金であるとしつつ、表示の課徴金制度では収益であるから手数料であると主張する、というアンバランスな状況となっている。
- ・投資信託等の「取引の価額」の考え方について、株式等と同様とするべきか、整理する必要があるか。

3. 総付景品における正常な商慣習の考え方について

- ・総付景品告示では、総付景品における景品類の提供は、「取引の価額」の十分の二の金額の範囲内であって、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」限度を超えてはならないとされている。
- ・ここでいう、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」については、「NISA口座開設等に当たっての景品類の提供等に関する考え方について（改訂第3版）」＜平成26年4月3日付 日証協（自）26第7号＞において、例えば投資信託の取引を対象とする場合について、手数料相当額を超えるような額の景品を提供することは、一般的に正常な商慣習であるとは言えないと考える旨の記載がある。
- ・当該「正常な商慣習に照らして適当と認められる」に係る記載は、NISA口座開設に限定したものではないが、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」ものについて、手数料の範囲内とすべきと示している日証協の考えが上記協会員通知のみであることから、協会員においては、NISA口座開設以外での総付景品について、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」限度の範囲内で行うべき認識がなされていないのではとの疑念がある。

4. 一般懸賞における正常な商慣習の考えについて

- ・景品類の提供において、総付景品は取引の価額の十分の二で正常な商慣習の範囲内（＝手数料等の範囲内）の提供となるが、一方で一般懸賞においては、取引の価額の二十倍で、景品類の総額が当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二の範囲内の提供となる。
- ・総付景品においては、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」限度を踏まえ、当該提供に係る取引から生じる収益の範囲内での提供となるが、一般懸賞においては、そのような制限がなく、当該提供に係る取引から生じる収益の範囲内に必ずしも収まらず、アンバランスな状況にある。
- ・一般懸賞においても、当該提供に係る取引から生じる収益の範囲内での提供とする必要はないのか（取引の予定総額の百分の二の範囲内で正常な商慣習の範囲内等。）。
- ・また、一般懸賞における「取引の予想総額」とは何かを整理する必要はないか。

5. 特定の投資信託について景品類の提供を行う行為について

- ・ 協会員において、特定かつ少数の投資信託の買付を行うことを条件として、景品類の提供が行われている。
- ・ 広告等に関する指針において、株式等のエクイティもの及びREITについては、個別銘柄に関して景品類の提供を行う旨の表示は行わないことに留意することとしている。一方、投資信託等については商品性を誤解させたり、過度に扇動的な表現とならないように留意することとするに留まっている。
- ・ 上記対応は、金商業等府令第117条第1項第17号における行き過ぎた大量推奨販売等の禁止を受けたものと考えられる（当該規制は公正な価格形成を損なうおそれがあるものに限定されている。）。
- ・ しかしながら、過当勧誘を禁止している投資勧誘規則第12条第1項においては、公正な価格形成という要件はなく、主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の一律集中的推奨をしてはならないとしている。
- ・ 協会員は、規則違反とならないよう留意の上で特定かつ少数の投資信託の買付を行うことを条件とした景品類の提供を行っていると思われるが、主観的又は恣意的な情報提供となるおそれがないのか検討する必要があるか（例えば、よりリスク性の高い（あるいは手数料等収入の大きい）投資信託のみに景品類の提供を行うことは、業界として好ましい対応とは言えない等。）。

以上

日証協（審）7第51号
平成7年11月17日

会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 土 井 定 包

景品類の算定基準となる「取引価額」の取扱いについて

先般、平成7年10月18日付（日証協（審）7第36号）会員代表者宛通知「『広告に関する規則』（公正慣習規則第7号）等の一部改正及び『広告内容改善部会』の設置について」において御通知申し上げたとおり、本協会においては、協会員が一般懸賞及び総付景品を行うに当たっての景品類の価額の算定基準となる「取引価額」について公正取引委員会に照会していたところでありますが、本日、同委員会から、委託取引に係るもの以外の取引に係る取引価額について、下記のとおり回答がありましたので、取り急ぎ御通知申し上げます。

おって、一般懸賞、総付景品及びオープン懸賞を行うに当たり、御不明の点等がありましたら、「公正取引委員会取引部景品表示指導課（TEL 03-3581-3376）」まで御照会下さるようお願い申し上げます。

記

1. 委託取引以外の取引に係る取引価額は、すべて受渡代金とする。

（例）① 新規発行の株式及び債券、証券投資信託

② 既発債券（証券取引所において売買される場合を除く。）

2. 委託取引に係る取引価額については、目下検討中であり、結論が出次第、日本証券業協会に連絡する。

以 上

○ 本通知に関する問い合わせ先

会員部審査課（TEL 03-3667-8453）又は各地区協会事務局

日証協（審）8第10号
平成8年4月30日

会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 土 井 定 包

景品類の算定基準となる「取引価額」の株式等に係る場合の取扱いについて

先般、平成7年11月17日付（日証協（審）7第51号）会員代表者宛通知「景品類の算定基準となる『取引価額』の取扱いについて」において御通知いたしましたとおり、協会員においては、一般懸賞及び総付景品を行うにあたっての景品類の価額の算定基準となる「取引価額」について、委託取引以外の取引に係る取引価額はすべて受渡代金とするという取扱いになっておりました。

その後、公正取引委員会から、委託取引に係る取引価額について、下記のとおり回答がありましたので、取り急ぎ御連絡いたします。

なお、「懸賞広告等に関するガイドブック」（仮称）を目下作成中ですので、近く御送付する予定です。

おって、一般懸賞、総付景品及びオープン懸賞を行うにあたり、御不明の点等がありましたら、「公正取引委員会取引部景品表示指導課（TEL 03-3581-3376）」まで御照会下さるようお願いいたします。

記

1. 株式、債券等の委託取引に係る取引価額は、委託手数料とする。
2. 株式累積投資の取引に係る取引価額は、受渡代金とする。
3. 株式ミニ投資の取引に係る取引価額は、受渡代金とする。
4. 委託取引又は委託取引以外のいずれにおいても、各種口座管理料を受渡代金又は委託手数料に加えて取引価額とすることができる。

以 上

○ 本通知に関する問い合わせ先

会員部審査課（TEL 03-3667-8453）又は各地区協会事務局